

令和2年(2020年)10月9日



# 大阪府 公報

第349号  
令和2年10月9日  
金曜日

## 目次

### 告示

- [青少年に有害な玩具刃物類の指定\(青少年・地域安全室青少年課\)](#)
- [有害がん具類の指定に関する告示の一部改正\(青少年・地域安全室青少年課\)](#)
- [大阪府青少年健全育成条例に基づく有害ながん具類の指定に関する告示の一部改正\(青少年・地域安全室青少年課\)](#)
- [地方税法第37条の2第1項第3号に掲げる寄附金の指定\(男女参画・府民協働課\)](#)
- [国民健康保険組合の規約の変更の認可\(健康推進室国民健康保険課\)](#)
- [保安林の指定の解除の予定\(みどり推進室森づくり課\)](#)
- [保安林の指定の解除の予定\(みどり推進室森づくり課\)](#)
- [保安林の指定の解除の予定\(みどり推進室森づくり課\)](#)
- [府営土地改良事業計画の概要の縦覧\(農政室整備課\)](#)
- [都市計画の図書の写しの縦覧\(都市計画室計画推進課\)](#)

### 選挙管理委員会

- [政治資金規正法に基づく政治団体の名称等の届出\(事務局\)](#)
- [政治資金規正法に基づく政治団体の届出事項の異動の届出\(事務局\)](#)
- [政治資金規正法に基づく政治団体の解散の届出\(事務局\)](#)
- [政治資金規正法に基づく資金管理団体の名称等の届出\(事務局\)](#)
- [政治資金規正法に基づく資金管理団体の届出事項の異動の届出\(事務局\)](#)
- [政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定の取消の届出\(事務局\)](#)

大阪府告示第1532号

大阪府青少年健全育成条例（昭和59年大阪府条例第4号）第16条第1項の規定により、次の玩具刃物類を青少年に有害な玩具刃物類として指定する。

令和2年10月9日

大阪府知事 吉村 洋文

品名	構造	機能	指定の理由
クロスボウ	銃型の弓で、銃同様に引き金を引くことで、矢を発射させるもの	当該クロスボウに矢を装填し、発射した場合において、発射された矢の有する発射直後の単位面積当たりのエネルギーが $0.69 \text{ J} / \text{cm}^2$ 以上のもの	当該クロスボウの構造及び機能が人の身体に危害を及ぼすものであると認められる。



大阪府告示第1534号

昭和61年大阪府告示第546号（大阪府青少年健全育成条例に基づく有害ながん具類の指定）の一部を次のように改正する。

令和2年10月9日

大阪府知事 吉村 洋文

次の表の改正前の欄に掲げる部分を同表の改正後の欄に掲げる部分に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
品名	構造	機能	(略)	品名	構造	機能	(略)
圧縮ガス銃及び圧縮ガス拳銃	密閉容器に充填された圧縮ガスの力を利用して弾丸を発射させるもの	当該圧縮ガス銃及び圧縮ガス拳銃用の弾丸を装填し、発射した場合において、発射された弾丸の有する単位面積当たりのエネルギーが銃口の直前で $0.69 \text{ J} / \text{cm}^2$ 以上のもの	(略)	圧縮ガス銃及び圧縮ガス拳銃	密閉容器に充てんされた圧縮ガスの力を利用して弾丸を発射させるもの	当該圧縮ガス銃及び圧縮ガス拳銃用の弾丸を装てんし、発射した場合において、発射された弾丸の有する単位面積当たりのエネルギー値が銃口の直前で $0.07 \text{ kgm} / \text{cm}^2$ 以上のもの	(略)
スリングピストル	プラスチック製等の握りの上部に接続して設けられた円筒に固定された袋型ゴムの弾力を利用して、弾丸その他これらに類する物（以下「弾丸等」という。）を発射させるもの	当該スリングピストルの袋型ゴムを最大限に近い状態に引き伸ばし、弾丸等を発射した場合において、発射された弾丸等の有する発射直後の単位面積当たりのエネルギーが銃口の直前で $0.69 \text{ J} / \text{cm}^2$ 以上のもの	(略)	スリングピストル	プラスチック製等の握りの上部に接続して設けられた円筒に固定された袋型ゴムの弾力を利用して、弾丸その他これらに類する物（以下「弾丸等」という。）を発射させるもの	当該スリングピストルの袋型ゴムを最大限に近い状態に引き伸ばし、弾丸等を発射した場合において、発射された弾丸等の有する発射直後の単位面積当たりのエネルギー値が銃口の直前で $0.07 \text{ kgm} / \text{cm}^2$ 以上のもの	(略)